

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 559千円(544千円)

#### (3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

#### ○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(仮称)【新規】(※次頁参照)

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12万4千円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額24万8千円(月額約2万円))

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37万2千円(月額約3万円))

(イ) 補助基準額(案): (i) 124千円[1人当たり年額]

(ii) 248千円[1人当たり年額]

(iii) 372千円[1人当たり年額]

# 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。

**年額37万2千円  
(月額約3万円)**

事業所長(マネジメン)的  
立場にある勤続年数10年以上の  
放課後児童支援員

事業所長(マネジメン)的立場にある放課後児童支援員への加算

**年額24万8千円  
(月額約2万円)**

育成支援の内容の向上を担うため、  
より専門性の高い研修を受講した勤  
続年数5年以上の放課後児童支援員

【研修内容の例】

- ・いじめや虐待への対応
- ・発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- ・安全指導と安全管理、危機管理
- ・遊びや製作活動、表現活動 など

経験等に応じた処遇改善

**年額12万4千円  
(月額約1万円)**

放課後児童支援員

基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能を習得するための認定資格研修を受講したもの

【放課後児童支援員認定資格研修の主な内容】

- ・放課後児童健全育成事業の理解
  - ・子どもを理解するための基礎知識
  - ・子どもの育成支援 ・保護者・学校・地域との連携・協力
  - ・安全・安心への対応
- ※研修の実施主体:都道府県

現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

## 2. 施設整備費 137.5億円(128.8億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):  
163億円の内数(154億円の内数)

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額(案)：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 51,426千円(49,928千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：25,713千円(24,964千円)

ウ 土地借料加算：6,100千円(6,100千円)

④補助率：

〔 【公立の場合】国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【民立の場合】国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

〔 【公立の場合】国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6

【民立の場合】国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

### 3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

#### (1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

##### ① 放課後児童支援員認定資格研修事業

###### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

- (イ) 実施主体：都道府県(一部委託可)
- (ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額(1回当たり985千円(985千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)
- (エ) 補助率：国1/2、都道府県1/2
- (オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

##### ② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

###### (ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にすることが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

- (イ) 実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)
- (ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,994千円(1,994千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)
- (エ) 補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2
- (オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)13.1億円の内数(15.8億円の内数)

## (2) 指導者養成等研修事業

### ○都道府県認定資格研修講師養成研修

#### (ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体：国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

## 4. その他 0.6億円(平成28年度補正予算)

### ○放課後児童クラブ入退室管理モデル事業

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいて、子ども一人ひとりにICカードを持たせて、放課後児童クラブの出入口にカードリーダーを設置し、出退管理、保護者へのメール送信等を行うとともに、子どもに関する日々の記録作成等にIT機器を活用するモデル事業(全国で30か所)を実施する。

(イ) 実施主体：市町村(委託等可)

(ウ) 補助基準額：2,000千円

(エ) 補助率：国10/10(定額10/10相当)



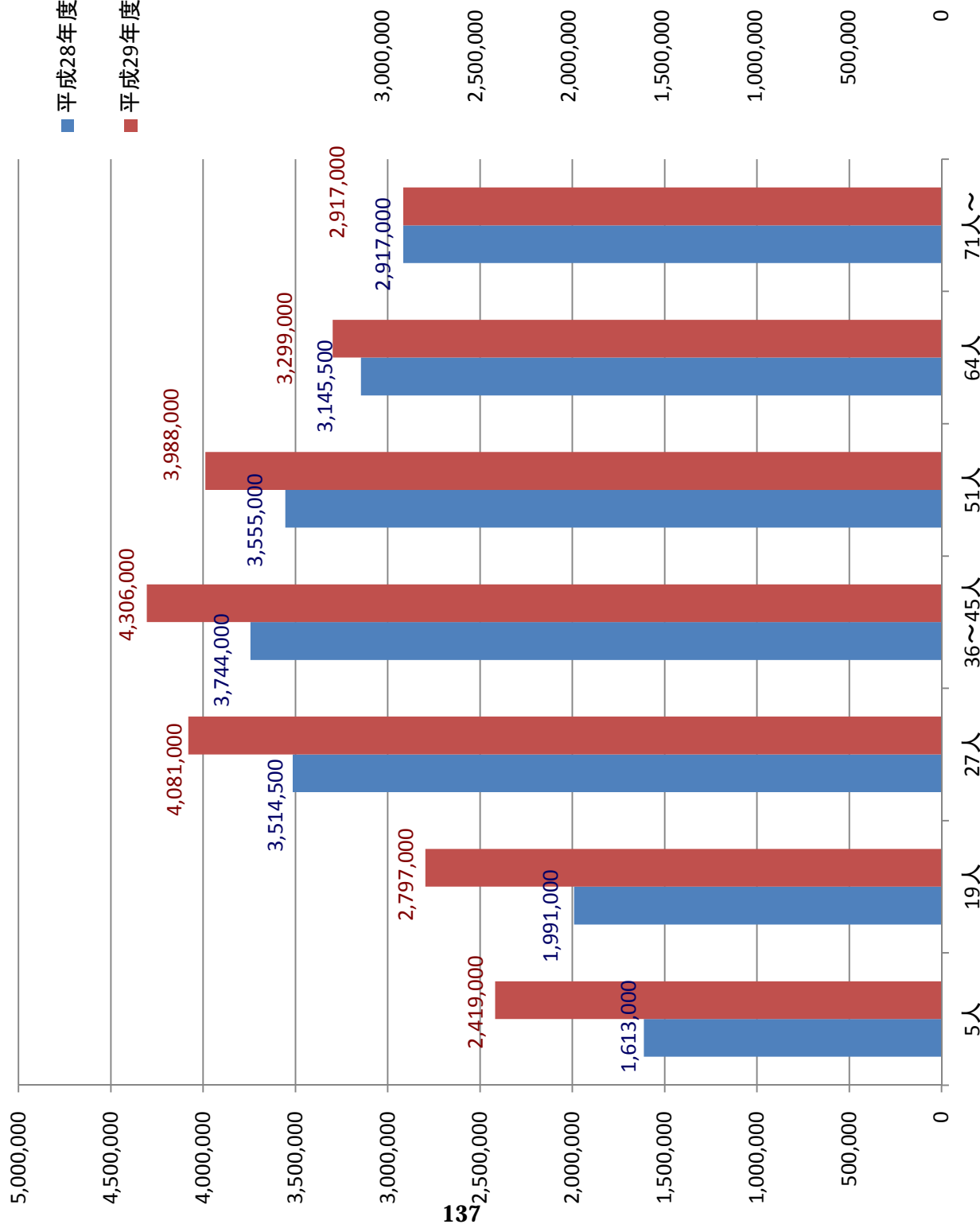
児童健全育成対策費補助金

(参考1)

# 平成28年度と平成29年度(案)の国庫補助基準額の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数250日以上	特例分(200~249日)
1人	2,311,000	
5人	2,419,000	2,196,000
19人	2,797,000	
20人	3,906,000	
27人	4,081,000	
36~45人	4,306,000	2,847,000
51人	3,988,000	
64人	3,299,000	
71人~	2,917,000	



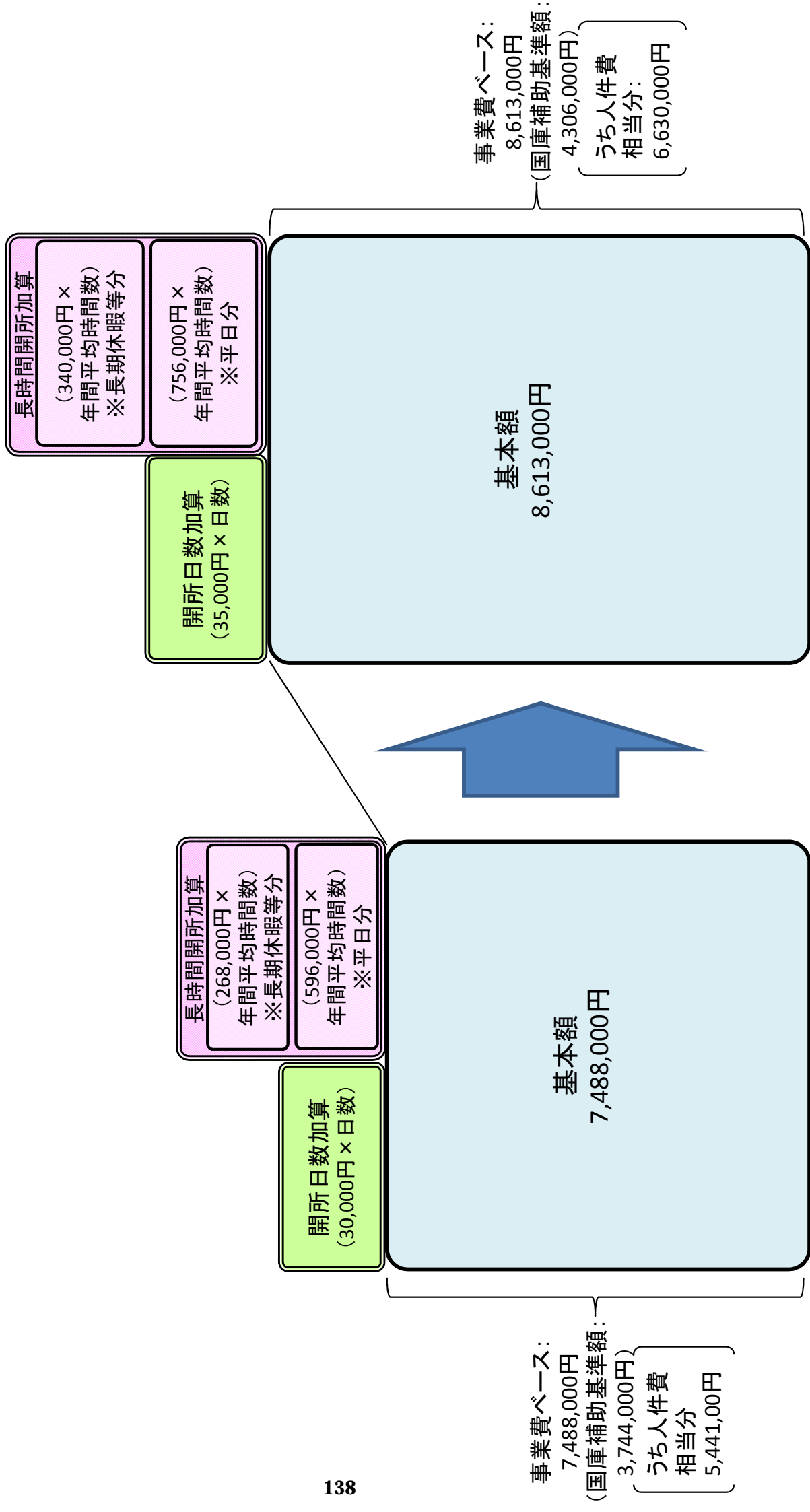
※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H28年度:544千円、H29年度案:559千円)を含む。

# 放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

平成28年度  
(36~45人単価)

平成29年度(案)  
(36~45人単価)



平成28年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数	市区町村									
1	北海道	5	札幌市②	江別市①	函館市①	名寄市②	帯広市①					
2	青森県	4	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①						
3	岩手県	8	大船渡市①	花巻市①②	北上市①②	久慈市①	一関市①	陸前高田市①	滝沢市①			
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②								
5	秋田県	2	能代市①	鹿角市①								
6	山形県	14	山形市②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市①②	村山市①			
7	福島県	4	会津若松市①②	いわき市①②	福島市①②	飯館村①						
8	茨城県	2	常陸大宮市②	東海村②								
9	栃木県	7	足利市①	栃木市②	佐野市②	日光市①②	矢板市②	那須塩原市①	野木町②			
10	群馬県	12	前橋市①	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	館林市②	渋川市①	藤岡市①			
			富岡市①	安中市①②	邑楽町①	桐生市②	みなかみ町①					
			さいたま市①	熊谷市①	飯能市②	加須市①	本庄市①②	深谷市②	富士見市①			
11	埼玉県	28	坂戸市②	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①	嵐山町②	小川町①	川島町①			
			吉見町①	鳩山町②	ときがわ町①②	上里町①	寄居町①	越谷市①	上尾市②			
			和光市②	新座市①	桶川市①	北本市②	草加市②	秩父市①	行田市②			
12	千葉県	11	市川市①	船橋市①	松戸市②	野田市①	成田市①	白井市①	習志野市①			
			鴨川市②	四街道市②	印西市②	酒々井町②						
13	東京都	1	武蔵野市①									
14	神奈川県	13	横浜市②	相模原市①	横須賀市①	平塚市①	鎌倉市①	逗子市①	伊勢原市①			
			南足柄市①	綾瀬市①	葉山町①	松田町①	清川村①	茅ヶ崎市②				
15	新潟県	3	燕市①	魚沼市①	南魚沼市①	茅ヶ崎市②						
16	富山県	2	富山市①	舟橋村①								
17	石川県	7	金沢市①	小松市①	羽咋市①	かほく市①	津幡町①	白山市①②	輪島市②			
18	福井県	0										
19	山梨県	0										
20	長野県	4	松本市②	須坂市①	佐久市①	上田市②						
21	岐阜県	4	岐阜市①	大垣市②	瑞浪市①	恵那市①						
22	静岡県	3	静岡市①	伊東市②	焼津市①②							
23	愛知県	10	名古屋市①②	津島市②	東海市①	一宮市①	美浜町①	大府市①	春日井市①			
			豊川市①	知多市①	尾張旭市①							
24	三重県	7	津市①②	四日市市①	松阪市①②	鈴鹿市①	熊野市①	川越町①	御浜町①			

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村  
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村



平成28年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況②(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数	市区町村										
25	滋賀県	9	大津市①	守山市②	栗東市①	野州市①	湖南市①②	高島市①	東近江市①				
26	京都府	1	日野市①②	竜王町①									
27	大阪府	7	向日市①										
28	兵庫県	5	堺市①	豊中市②	枚方市①	茨木市①	富田林市①	河内長野市①	熊取町①②				
29	奈良県	3	神戸市①②	明石市①	西宮市①	宝塚市①	川西市①						
30	和歌山県	8	奈良市①	天理市①	生駒市①								
31	鳥取県	0	海南市②	橋本市①	御坊市②	高野町②	湯淺町①	広川町②	有田川町②				
32	島根県	2	串本町②										
33	岡山県	3	大田市①	雲南市②									
34	広島県	0	岡山市①	倉敷市①	瀬戸内市①								
35	山口県	0											
36	徳島県	4	徳島市①②	小松島市①	吉野川市①	石井町①②							
37	香川県	1	高松市①										
38	愛媛県	1	東温市②										
39	高知県	1	須崎市①										
40	福岡県	3	みやま市①②	粕屋町①	鞍手町①								
41	佐賀県	1	小城市①										
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	五島市①②	西海市①	長与町①				
43	熊本県	10	時津町①	東彼杵町②	川棚町①	波佐見町①							
44	大分県	0	八代市①②	水俣市②	玉名市①②	菊池市①②	宇土市①②	阿蘇市①	天草市①				
45	宮崎県	3	合志市①②	山都町①	湯前町①								
46	鹿児島県	8	都城市①	延岡市①	串間市①								
47	沖縄県	13	鹿屋市①②	指宿市①	薩摩川内市①②	いちき串木野市①	長島町①②	錦江町①	南大隈町①②				
			肝付町①										
			宜野湾市①	浦添市①	名護市①	糸満市①②	沖繩市①	豊見城市①	うるま市①				
			宮古島市②	南城市①	今帰仁村①	北谷町①②	西原町①②	南風原町①②					
合計		247	①の合計	154	②の合計	49	①②の合計	44					

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村  
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

# 児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
 総務課虐待防止対策推進室  
 家庭福祉課  
 母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。これを踏まえた、平成29年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

## 児童虐待防止対策関係予算 1,493億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関係連予算として、以下を積み上げた金額(括弧内は平成28年度予算額)

児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数	(73億円の内数)
児童入所施設措置費等	1,227億円の内数	(1,140億円の内数)
次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数	(57億円の内数)
妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
産婦健康診査事業	4億円	(0億円)
児童虐待防止対策費(本省費)等	1億円	(1億円)
児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成26年度）であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に見・遮減する。

## （1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

### ① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所での、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

### ② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

### ③ 産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- （2）産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

## 1. 児童虐待の発生予防（続き）

### (2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

#### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。  
【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

#### ② 養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につながない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

### (1) 児童相談所の体制整備等

#### ① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士等の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 3,080千円→7,822千円（週3回→5回、日額19,600円→30,000円）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

### ② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・ 児童相談所分 12,813千円（3人分）
- ・ 市町村分 8,542千円（2人分）

【補助率】国1/2、都道府県等・市町村1/2

### ③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】研修専任コーディネーター 4,271千円（1都道府県市当たり）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

### ④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・ 補助職員 2,172千円（1市区当たり）
- ・ 代替職員 1,303千円（1市区当たり）

【補助率】国1/2、市区1/2

### ⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

### ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

## （2）市町村の体制強化

① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】  
市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

### 【補助基準額（案）】

○直営の場合（1支援拠点当たり）

- ・小規模A型 3,721千円
- ・小規模B型 9,438千円
- ・小規模C型 15,660千円
- ・中規模型 20,873千円
- ・大規模型 38,701千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置することとされているため、当該市区町村（支援拠点）には上乗せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

- ・小規模A型 8,940千円
- ・小規模B型 14,657千円
- ・小規模C型 20,879千円
- ・中規模型 31,310千円
- ・大規模型 59,576千円

### ② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・ 児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区） 2,605千円（1市区当たり）
- ・ その他、一般市町村 1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

### ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

- ・ 代替職員 68千円（1市町村当たり）
- ・ 虐待対応強化支援員（仮称） 2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

### ④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

### ⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

### （参考）平成28年度第2次補正予算

#### ○ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備するため、既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

【補助基準額】 1施設当たり7,230千円（B地域の例）

【補助率】 国1/2、市町村1/2

### （3）適切な環境における児童への対応

#### ① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 1,635千円（一時保護対応協力員一人当たり）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

#### ② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

#### ③ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費を創設する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【補助基準額（案）】 308千円

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2



### （参考）平成28年度第2次補正予算

#### ○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

##### ① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合は費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

##### ② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

### （4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

#### ○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】【再掲】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】540千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

### 3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもたちの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

#### (1) 親子関係再構築の支援

##### ○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

##### 【補助基準額（案）】

- ・ カウンセリング 706千円→ 886千円
- ・ 保護者指導支援員 1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

#### (2) 家庭養護の推進

##### ① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関連業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関連業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

### 3. 被虐待児への自立支援（続き）

#### (3) 家庭的養護の推進

##### ① 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

##### ② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

#### (参考) 平成28年度第2次補正予算

##### ○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもたちの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

#### （4）被虐待児などへの支援の充実

##### ① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

##### ② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受け、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

# (1) ①子育て世代包括支援センターの全国展開 (妊娠・出産包括支援事業の拡充)

23. 8億円 → 37. 8億円

## 要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

## 事業内容

【28年度予算】 【29年度予算案】

- ①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等） 160市町村 → 240市町村
- ②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等） 160市町村 → 240市町村
- ③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費） 52市町村 → 52市町村
- ④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費） 150市町村
- ⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等） 47都道府県 → 47都道府県

（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国1/2、市町村（都道府県）1/2）

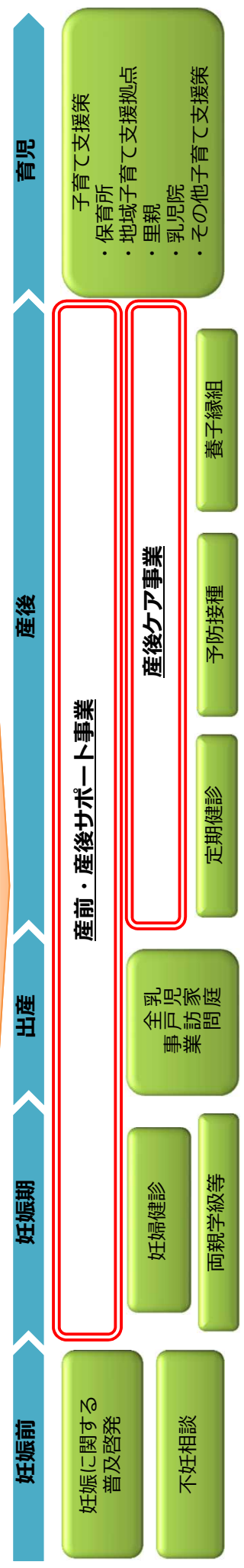
## 子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業  
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

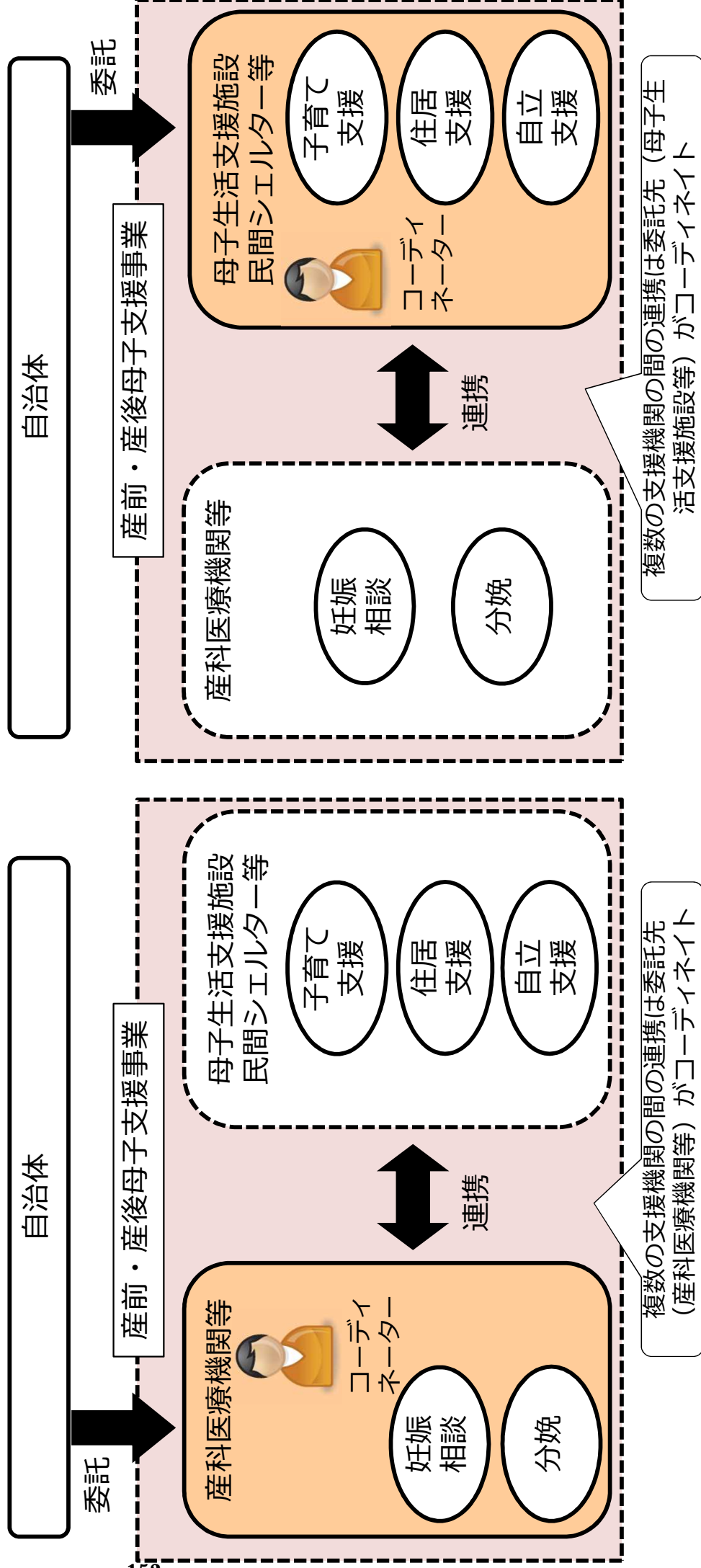


# (1) ②産前・産後母子支援事業（仮称）の創設

## 施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NP0法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

## 事業イメージ



# (1) ③産婦健康診査事業の創設

## 要旨

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

## 事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

【実施主体】市町村 【負担割合】国1/2、市町村1/2

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



## (2) ② 養育支援訪問事業

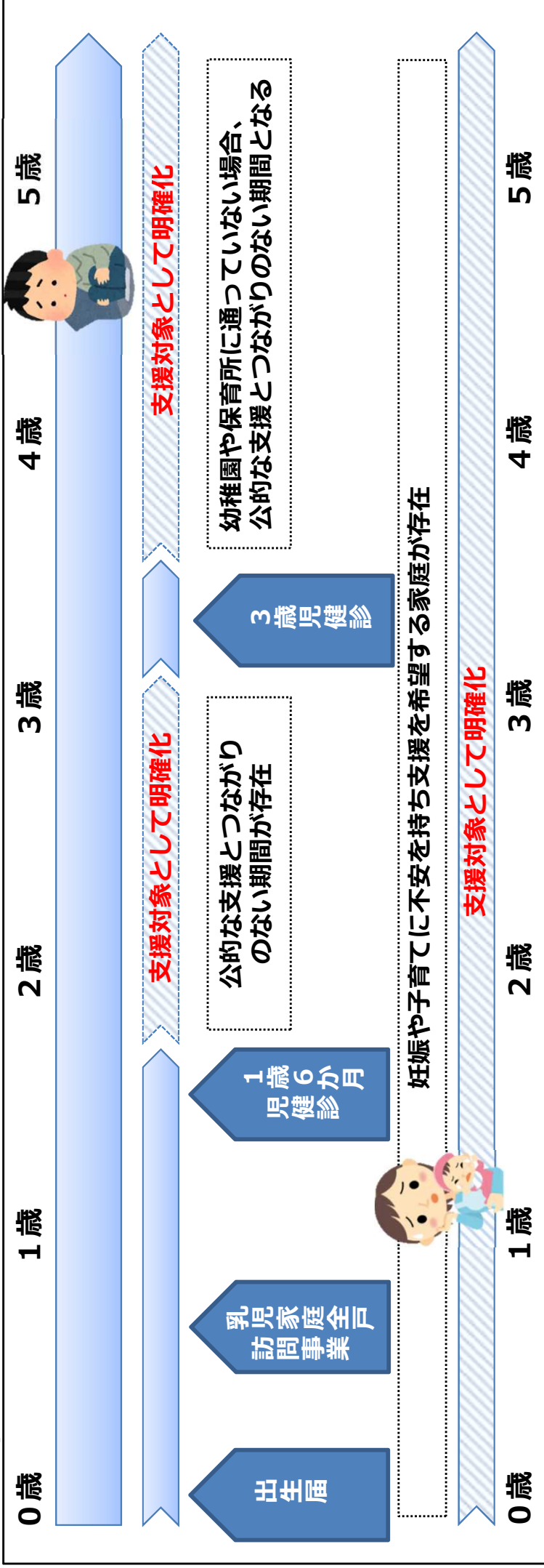
### 現状・課題

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
- ・ 母子保健法に基づき、各種健診により養育環境等を把握
- ・ 上記等により、養育支援が必要と認められた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施
- 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在
- 1歳6か月児健診～3歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在
- 3歳～5歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在
- 養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

### 予算措置による対応

- ・ 養育支援訪問事業について、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
- ・ 健診の谷間にある児童や、3～5歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
- ・ 地域の実情に応じて、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設。

〈イメージ図〉



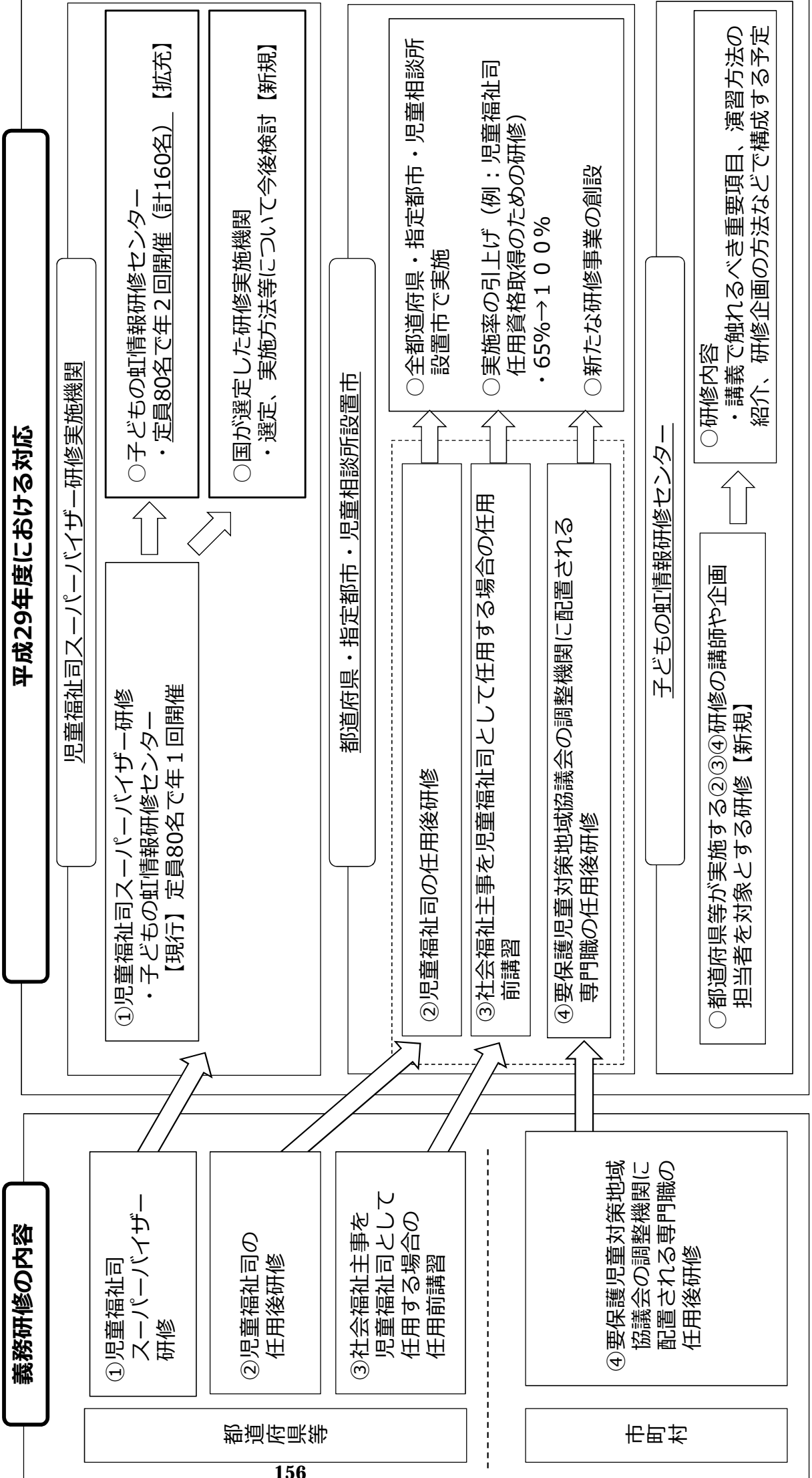


# (1) ③児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上

## 2.児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。

○研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



## ○研修メニューの組み替えの内容

### (平成28年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H28' 予算	H26' 実施箇所
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施する。	34,549千円	62県市
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修	35,064千円	174県市
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。	111,597千円	42県市
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	3,378千円	0県
合計		184,588千円	

## 事業再編

### (平成29年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H29' 予算案	1都道府県市 当たり単価案	備考
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施する。	70,311千円	2,038千円	28年度の ③を拡充
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	73,554千円	2,132千円	創設
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	46,867千円	1,399千円	創設
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施する。 また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	24,158千円	612千円	28年度の ①+④
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施する。また、多職種による合同研修を実施する。	53,331千円	613千円	28年度の ②を拡充
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施する。	36,990千円	540千円	医療的機能強化事業から継続
合計		305,211千円		

# (1) ④ 児童相談所の設置促進

## 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

### 現状・課題

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
- ・ 虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

- ① 家庭や子どもに対する相談、指導、② 要保護児童の保護措置、③ 里親認定・支援
- といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

### 改正法による対応

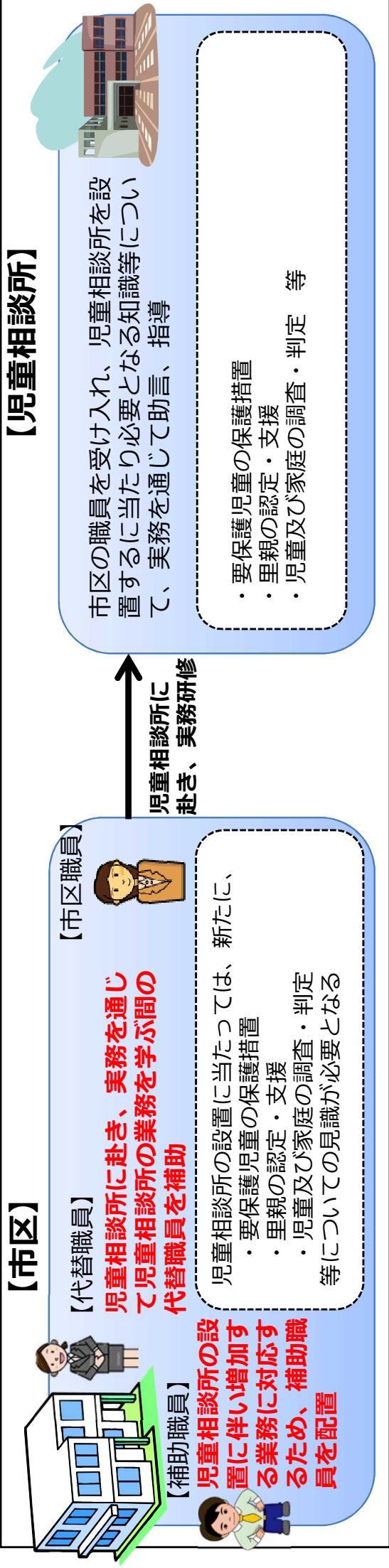
- ・ 政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする **（29年4月施行）**
- ・ 政府は、施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

### 予算措置による対応

#### ○ 児童相談所設置に必要な補助を創設

- ・ 児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
- ・ 児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

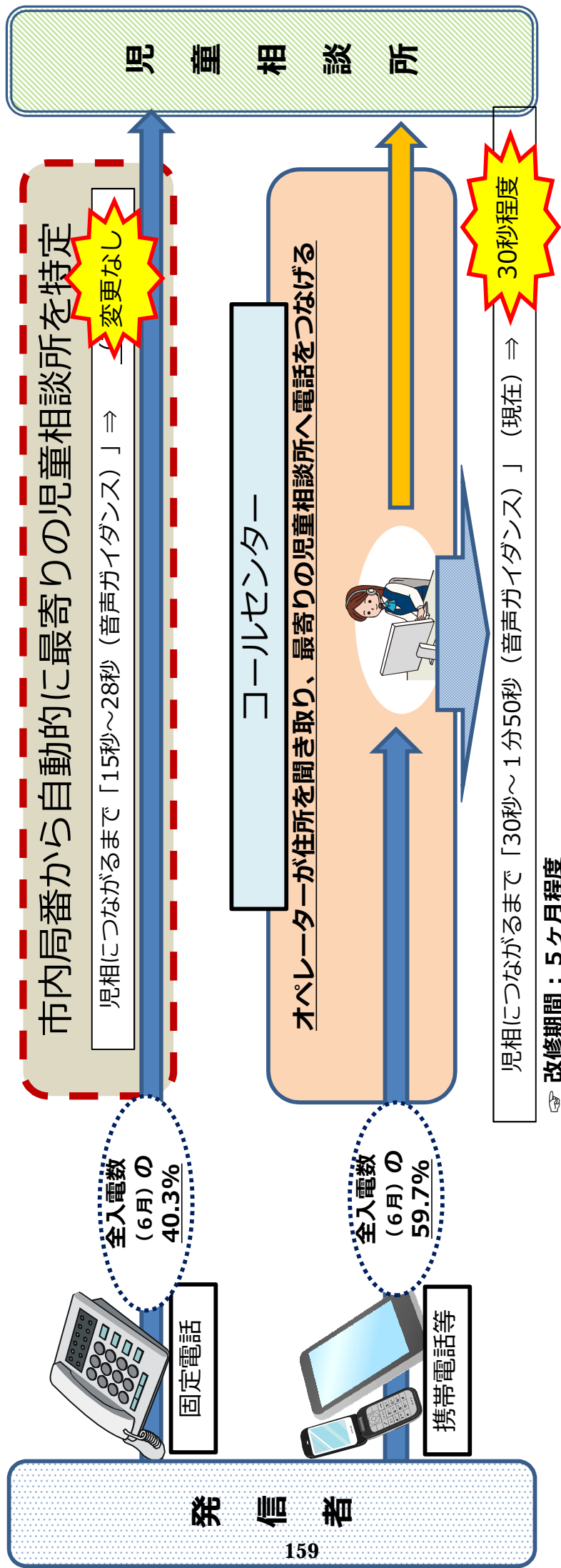
### 〈イメージ図〉



# (1) ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

コールセンター方式（現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化）



※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある